

## 5月教育委員会定例会進行

- 1 日 時 令和7年5月26日（月） 午後3時00分～午後3時47分
- 2 場 所 湖西市役所 市長公室
- 3 出席者 教育長 松山 淳  
委員 西川 倫予 山下 恵子 穴水 正哲 杉山 健  
事務局 教育次長(鈴木啓二) 教育総務課長(藤井公和)  
学校教育課長(黒柳孝江) スポーツ・生涯学習課長(佐原 敬)  
図書館長(原田満由美) 教育総務課長代理(仲本真武)
- 4 議 案 第 16 号 令和7年度湖西市一般会計補正予算（第1号）要求について  
第 17 号 湖西市教育委員会公告式規則の一部を改正する規則の制定について
- 5 報 告 第 11 号 湖西市就学支援委員会委員の委嘱又は任命について  
第 12 号 湖西市不登校児等対策連絡協議会委員の委嘱又は任命について  
第 13 号 湖西市チャレンジ教室運営協議会委員の委嘱又は任命について  
第 14 号 湖西市いじめ対策推進協議会委員の委嘱又は任命について  
第 15 号 湖西市外国人児童生徒適応指導教室運営協議会委員の委嘱又は任命について  
第 16 号 湖西市教科等指導リーダー相談員の委嘱又は任命について  
第 17 号 学校運営協議会委員の委嘱又は任命について  
第 18 号 湖西市部活動地域連携・地域移行推進協議会委員の委嘱又は任命について  
第 19 号 湖西市スポーツ推進委員会委員の委嘱について  
第 20 号 湖西市社会教育委員の委嘱について

午後3時00分開会

**(松山教育長)** 出席は5名、定足数に達しているので、令和7年5月湖西市教育委員会定例会を開会する。

**(松山教育長)** 議案第16号については、市議会定例会に上程する前の議案のため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項ただし書の規定及び湖西市教育委員会会議規則第14条第1項ただし書の規定により、本議案の審議は非公開としたいが、これに異議はないか。

(異議なし)

**(松山教育長)** 異議なしと認め、本議案の審議については非公開に決定した。

(傍聴者退席)

---

**(松山教育長)** 議案第16号「令和7年度湖西市一般会計補正予算（第1号）要求について」事務局の説明を求める。

**(教育総務課長)** 議案第16号「令和7年度湖西市一般会計補正予算（第1号）要求について」、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定により、市長に別紙のとおり補正予算を要求したいので、教育委員会の意見を求める。令和7年5月26日提出 湖西市教育委員会 教育長 松山 淳。

教育総務課については、7月から産前産後休暇および育児休業に入る職員の代替として、会計年度任用職員1名を配置するため、報酬を1,813千円増額するものである。また、スポーツ・生涯学習課についても、8月から同様に育児休業に入る職員の代替として、会計年度任用職員1名を配置するため、報酬を1,649千円増額するものである。

**(松山教育長)** 質疑のある方は発言をするように。

(質疑なし)

---

**(松山教育長)** それでは、議案第16号「令和7年度湖西市一般会計補正予算（第1号）要求について」を採決を行うがよろしいか。本案を原案のとおり承認する方の挙手を求める。

(挙手全員)

**(松山教育長)** 挙手全員である。よって、議案第16号「令和7年度湖西市一般会計補正予算（第1号）要求について」は原案のとおり承認された。

**(松山教育長)** ここで、暫時休憩とする。

午後3時03分休憩

(傍聴者入室)

---

午後3時04分再開

**(松山教育長)** 休憩を解いて会議を再開する。議案第17号「湖西市教育委員会公告式規則の一部を改正する規則の制定について」事務局の説明を求める。

**(教育総務課長)** 議案第17号「湖西市教育委員会公告式規則の一部を改正する規則の制定について」、湖西市教育委員会公告式規則（昭和31年湖西市教育委員会規則第1号）を別紙のとおり改正したいので承認を求める。令和7年5月26日提出 湖西市教育

委員会 教育長 松山 淳。

改正しようとする規則は、教育委員会が公表すべき事項に関する公告の方法を定めるものである。今回の改正では、これまで全ての公告に教育長の署名が必要とされていたところ、湖西市公告式条例第3条において、教育長の署名が必要とされているのは教育委員会規則の公布に限られていることから、規則の公布を除く公告については、教育長の署名を要しないこととするものである。

**(松山教育長)** 質疑のある方は発言をするように。

**(西川委員)** 具体的にどういったものに対して必要になって、今回の変更によってどのようなことが変わるのかを教えてください。

**(教育総務課長)** 条例の下に規則、その下に規定や要綱などがあるが、これまではそれらを改正するときには全て教育長に署名いただいていたものを、規則を改正する場合のみ教育長に署名いただき、それ以外の公告については、教育長の記名、押印とする。

---

**(松山教育長)** それでは、議案第17号「湖西市教育委員会公告式規則の一部を改正する規則の制定について」を採決を行うがよろしいか。本案を原案のとおり承認する方の挙手を求める。

(挙手全員)

**(松山教育長)** 挙手全員である。よって、議案第17号「湖西市教育委員会公告式規則の一部を改正する規則の制定について」は原案のとおり承認された。

---

**(松山教育長)** 続いて、報告第11号「湖西市就学支援委員会委員の委嘱又は任命について」事務局の説明を求める。

**(学校教育課長)** 報告第11号「湖西市就学支援委員会委員の委嘱又は任命について」、湖西市就学支援委員会規則（昭和56年湖西市教育委員会規則第1号）第4条の規定により、下記の者を湖西市就学支援委員会委員に委嘱又は任命したので報告する。令和7年5月26日提出 湖西市教育委員会 教育長 松山 淳。

この委員会は湖西市の小・中学校において心身に障害をもつ児童生徒さらには就学児を対象として、その心身の障害の程度に応じて適正な就学支援を行うために制定されたものである。委員は25名以内で組織することになっており、その任期は1年である。令和7年度は22名を委員として委嘱又は任命した。

**(松山教育長)** 質疑のある方は発言をするように。

**(杉山委員)** この委員会に委員長みたいな方はいますか。

**(学校教育課長)** 委員長が石濱先生で、副委員長が松尾先生である。

**(山下委員)** 幼稚園が新居幼稚園長とおかさきこども園長のお二人ですが、他の鷺津幼稚園などの園長先生は含まないのですか。

**(学校教育課長)** 園の委員としてはこの2名だが、他の園で該当する園児がいれば、事前にこの2名に資料を提出・報告することにより、この委員から説明をいただくこととなっている。

---

**(松山教育長)** 続いて、報告第12号「湖西市不登校児等対策連絡協議会委員の委嘱又は任命について」事務局の説明を求める。

**(学校教育課長)** 報告第12号「湖西市不登校児等対策連絡協議会委員の委嘱又は任命

について」、湖西市不登校児等対策連絡協議会要綱（令和5年湖西市教育委員会告示第2号）第3条の規定により、下記の者を湖西市不登校児等対策連絡協議会委員に委嘱又は任命したので報告する。令和7年5月26日提出 湖西市教育委員会 教育長 松山 淳。

この協議会は湖西市内の小・中学校に在学している不登校児童生徒等の指導の適正化を図るという趣旨のもとに制定されたものであり、不登校児童生徒等の指導に係る情報交換や、指導経過についての情報交換等が所掌事項である。令和7年度は24名を委員として委嘱又は任命した。

**（松山教育長）** 質疑のある方は発言をするように。

**（西川委員）** 今回新しく任命された人数が少し多いのは、何か理由があるのですか。

**（学校教育課長）** 鷺津中学校と岡崎中学校と新居中学校各校に1名ずつ、校内教育支援センター指導員を4月より配置しておりますことから、この指導員にも協議会に出席いただくためである。

**（西川委員）** 今、不登校の生徒への対策というのはすごく大切なことだと思いますが、協議会が年に2回ということであると、若干少ないのではと感じたのですが、回数的に適正なのでしょうか。

**（学校教育課長）** 回数としては2回であるが、あくまでも各校においては、毎月の生徒指導の委員会等において、校内では話し合いをしている。その中で市教育委員会に報告が上がってきた案件について、学区ごとに話し合いを設けている。その中でより効果のあった方法であるとか、新たな表れであるとか、そういったものを話し合う機会となっていることから、現在の回数は教育委員会としては適正と考えている。

---

**（松山教育長）** 続いて、報告第13号「湖西市チャレンジ教室運営協議会委員の委嘱又は任命について」事務局の説明を求める。

**（学校教育課長）** 報告第13号「湖西市チャレンジ教室運営協議会委員の委嘱又は任命について」、湖西市チャレンジ教室運営協議会要綱（平成9年湖西市教育委員会告示第16号）第3条の規定により、下記の者を湖西市チャレンジ教室運営協議会委員に委嘱又は任命したので報告する。令和7年5月26日提出 湖西市教育委員会 教育長 松山 淳。

この協議会は不登校児童生徒の「集団への適応力」を育み、自立支援を通して学校への復帰を目指す湖西市チャレンジ教室の運営や指導方法について協議するために制定されたものであり、委員の任期は1年である。令和7年度は23名を委員として委嘱又は任命した。

**（松山教育長）** 質疑のある方は発言をするように。

**（西川委員）** チャレンジ教室に関しては開催に対しての決まりはないと思うのですが、先ほどの不登校児等対策連絡協議会委員と同じメンバーということは、その時にこのチャレンジ教室についても一緒に話し合っているという形ですか。

**（学校教育課長）** 不登校児等対策連絡協議会とは1名メンバーが違っており、幼稚園の園長の代表が委員となっているが、湖西市チャレンジ教室運営協議会の委員ではない。なお、会議は時間をずらして同日に開催をしている。

---

**（松山教育長）** 続いて、報告第14号「湖西市いじめ対策推進協議会委員の委嘱又は任命について」事務局の説明を求める。

**（学校教育課長）** 報告第14号「湖西市いじめ対策推進協議会委員の委嘱又は任命について」、湖西市いじめ対策推進協議会要綱（平成8年湖西市教育委員会告示第4号）第3条の規定により、下記の者を湖西市いじめ対策推進協議会委員に委嘱又は任命したので報告する。令和7年5月26日提出 湖西市教育委員会 教育長 松山 淳。

この協議会は湖西市の小・中学校におけるいじめ問題に対する指導の適正化を図る

ことをねらいとして開催するものであり、いじめ問題に係る各校の状況報告、および個別のケースに対する情報交換や指導方法の検討が主な協議内容であり、委員の任期は1年である。令和7年度は、18名を委員として委嘱又は任命した。

**(松山教育長)** 質疑のある方は発言をするように。

(質疑なし)

---

**(松山教育長)** 続いて、報告第15号「湖西市外国人児童生徒適応指導教室運営協議会委員の委嘱又は任命について」事務局の説明を求める。

**(学校教育課長)** 報告第15号「湖西市外国人児童生徒適応指導教室運営協議会委員の委嘱又は任命について」、湖西市外国人児童生徒適応指導教室運営協議会要綱（平成8年湖西市教育委員会告示第10号）第3条の規定により、下記の者を湖西市外国人児童生徒適応指導教室運営協議会委員に委嘱又は任命したので報告する。令和7年5月26日提出 湖西市教育委員会 教育長 松山 淳。

この協議会は湖西市在住の外国人児童生徒が、学校生活への円滑な適応を図り、教育の振興を促進するために設置されているものであり、外国人児童生徒の学校生活や学習状況に係る情報交換、指導方法の検討などが主な協議内容であり、委員の任期は1年である。令和7年度は、16名を委員として委嘱又は任命した。

**(松山教育長)** 質疑のある方は発言をするように。

(質疑なし)

---

**(松山教育長)** 続いて、報告第16号「湖西市教科等指導リーダー相談員の委嘱又は任命について」事務局の説明を求める。

**(学校教育課長)** 報告第16号「湖西市教科等指導リーダー相談員の委嘱又は任命について」、湖西市教科等指導リーダー相談員設置要綱（平成22年湖西市教育委員会告示第53号）第3条の規定により、下記の者を湖西市教科等指導リーダー相談員に委嘱又は任命したので報告する。令和7年5月26日提出 湖西市教育委員会 教育長 松山 淳。

湖西市教科等指導リーダー相談員は自らが各種研修会に参加し、専門性や指導力を高めるとともに各校からの要請に応じて訪問指導を行うことで、市内教職員の資質向上ならびに教育の振興を図るという目的のもとに配置され、任期は原則として3年である。令和7年度は新任の相談員5名を委嘱又は任命した。

**(松山教育長)** 質疑のある方は発言をするように。

**(西川委員)** 指導リーダー相談員となっている先生が、各学校に行ったりする交流はどのぐらい活発に行われていますか。

**(学校教育課長)** 各学校からどのような指導を受けたいのか、どんな教科又は領域について指導を求めているかを事前に確認し、1人当たり3回程度、各学校、または園に赴き事前に確認した内容について説明・指導をしている。

**(松山教育長)** 続いて、報告第17号「学校運営協議会委員の委嘱又は任命について」事務局の説明を求める。

**(学校教育課長)** 報告第17号「学校運営協議会委員の委嘱又は任命について」、湖西市学校運営協議会規則（令和4年湖西市教育委員会規則第1号）第4条の規定により、下記の者を学校運営協議会委員に委嘱又は任命したので報告する。令和7年5月26日提出 湖西市教育委員会 教育長 松山 淳。

学校運営協議会は、学校、保護者及び地域の住民の組織的かつ継続的な連携と協働体制を確立し、学校運営の充実を図ることを目的としては配置するものであり、各学

校に置く学校運営協議会委員の定数は10名以内で、その任期は1年である。学校運営協議会委員に57名を委員として委嘱又は任命した。

**(松山教育長)** 質疑のある方は発言をするように。

**(西川委員)** 今回新規で就任された方のほとんどは、PTA会長などの役職が変わった方だと思うのですが、それ以外の長年やっていた方はいらっしゃいますか、どのぐらいの期間やっていますか。

**(学校教育課長)** 長い方はこの学校運営協議会の制度ができる前の学校評議員のときから就任されている方もいる。各学校で、学校運営に助言をいただいたりしており、任期は1年であるが継続して長くなっている方もいる。

**(西川委員)** 長年ご尽力いただいている方は大変ありがたいですが、同じ方にやっていたことが本当に良いことなのか、新しい方に入ってもらって新たな助言であったりとか、そういったものをいただくことも必要なのではないかなと思いました。

**(穴水委員)** 人選は各校に任されていると思いますが、とくに新居小中学校では、現職のPTA会長がどちらも入っていない、元職が多いという感じがしています。自分が出席したころはまだ学校評議員だったと思いますが、地域事情とかすごい細かい話をして危険場所を探したりとか、そういうのを話し合った覚えがあるので、現職のPTA会長がいた方がよいような気がします。規則に基準は一応ありますが、この人選については、教育委員会が判断したりはしないのですか。

**(学校教育課長)** それぞれの学校にとって必要な方ということで人選いただいている。現PTAの役員からの意見というものは、年数回PTAの役員と話し合う会を持っていることから、そうした中でいただいた意見を、この場に出しているやり方をとっていることも考えられる。現状はそれぞれの学校に任せていることから、現職のPTA役員も委員に必要なではないかとの意見があったことを学校に伝えさせていただく。

---

**(松山教育長)** 続いて、報告第18号「湖西市部活動地域連携・地域移行推進協議会委員の委嘱又は任命について」事務局の説明を求める。

**(学校教育課長)** 報告第18号「湖西市部活動地域連携・地域移行推進協議会委員の委嘱又は任命について」、湖西市部活動地域連携・地域移行推進協議会設置要綱（令和5年湖西市教育委員会告示第20号）第3条の規定により、下記の者を学校運営協議会委員に委嘱又は任命したので報告する。令和7年5月26日提出 湖西市教育委員会 教育長 松山 淳。

この協議会は湖西市立中学校における部活動の適切で持続可能な環境の構築を目指し、段階的な地域連携及び地域移行の方向性を検討するため設置されたものであり、協議内容は、部活動の地域連携及び地域移行の在り方に関する事項、地域のスポーツ団体及び文化団体等との連携による部活動環境の整備に関する事項などとなっており、委員の任期は3年である。令和7年度は新たに5名を委員として委嘱又は任命した。

**(松山教育長)** 質疑のある方は発言をするように。

**(西川委員)** 地域移行について今後いろいろなものが進んでいくかと思うのですが、湖西市としては地域移行をするという決定事項に向けて動いているのか、それとも地域移行をしない選択肢もあるのか、決まっていることはありますか。

**(学校教育課長)** 地域移行をしていくことで進めている。本年度は剣道部は試行という形で地域クラブに移行をし、来年度から正式となる。そういった形で剣道、柔道と試行を広げていくところである。

**(西川委員)** 今後、いろいろな声が上がったとしても、地域移行に向けて市として動いていくという認識でよろしいですか。

**(学校教育課長)** そのとおりである。

**(西川委員)** まだ決まっていない他の競技や文化部については、ある程度の情報や何年後に移行するのか、決まっていることがあれば、保護者の皆さんにそういった情報を早目に発信するっていうことは可能なのでしょうか。

**(学校教育課長)** 他市町では、部活動の終了を表明してる市町もある。ただ、前回の

協議会では、指導者が確保できないのに期限を決めるのはどうかとの意見もあった。明確にしたかたちが保護者の皆さん、子供たち、そして教員にも伝えていくが必要であると思っている。今後、決まった際には、早い段階で保護者にも知らせていこうと考えている。

**(西川委員)** 地域移行後は、中体連の大会はどのように参加していくのでしょうか。

**(学校教育課長)** 地域クラブとして従来の大会に参加していくということになる。

**(西川委員)** 学校だと団体競技にしても個人にしても、何々中学校という名前で出場しているかと思うのですが、それがクラブ名で出場する形になるのですか。

**(学校教育課長)** その通りである。

---

**(松山教育長)** 続いて、報告第19号「湖西市スポーツ推進委員会委員の委嘱について」事務局の説明を求める。

**(スポーツ・生涯学習課長)** 報告第19号「湖西市スポーツ推進委員会委員の委嘱について」、スポーツ基本法（平成23年法律第78号）第32条第1項の規定により、下記の者を湖西市スポーツ推進委員会委員に委嘱したので報告する。令和7年5月26日提出 湖西市教育委員会 教育長 松山 淳。

スポーツ推進委員は湖西市スポーツ推進委員規則第3条第2項の規定により、25人以内の委員をもって構成することとなっており、令和7年度は当初20人の委員によってスポーツ活動の促進に寄与いただき、各種事業や行事の企画運営協力を行っていただいている。

令和7年3月に公募したところ3名の申し込みがあり、スポーツ推進委員会において協議した結果、特に異論もなかったことから、新たな委員として委嘱した。任期は令和7年5月1日から令和8年3月31日までである。

**(松山教育長)** 質疑のある方は発言をするように。

(質疑なし)

---

**(松山教育長)** 続いて、報告第20号「湖西市社会教育委員の委嘱について」事務局の説明を求める。

**(スポーツ・生涯学習課長)** 報告第20号「湖西市社会教育委員の委嘱について」、社会教育法（昭和24年法律第207号）第15条及び湖西市社会教育委員条例（昭和30年湖西市条例第27号）第2条の規定により、下記の者を湖西市社会教育委員に委嘱したので報告する。令和7年5月26日提出 湖西市教育委員会 教育長 松山 淳。

委嘱した委員は3名で、任期は前任者の残任期間となる令和7年5月1日から令和8年4月30日までであり、関係団体の代表者の変更によるものである。

**(松山教育長)** 質疑のある方は発言をするように。

(質疑なし)

---

**(松山教育長)** 本日の案件については、これをもって全て終了した。

これにて、令和7年5月湖西市教育委員会定例会を閉会する。

閉 会 午後3時42分終了